

独立行政法人大学入試センター職員給与規則

〔平成13年4月1日  
規則第38号〕

- 改正 平成13年11月30日規則第77号
- 改正 平成14年11月29日規則第33号
- 改正 平成14年12月2日規則第37号
- 改正 平成15年4月1日規則第11号
- 改正 平成15年10月24日規則第15号
- 改正 平成16年3月25日規則第23号
- 改正 平成16年10月29日規則第38号
- 改正 平成17年11月24日規則第16号
- 改正 平成18年4月1日規則第9号
- 改正 平成19年3月30日規則第12号
- 改正 平成19年12月1日規則第35号
- 改正 平成20年3月28日規則第12号
- 改正 平成21年3月30日規則第2号
- 改正 平成21年6月15日規則第19号
- 改正 平成21年11月30日規則第22号
- 改正 平成22年3月25日規則第8号
- 改正 平成22年11月30日規則第52号
- 改正 平成23年3月24日規則第20号
- 改正 平成24年3月1日規則第3号
- 改正 平成24年3月30日規則第11号
- 改正 平成24年6月1日規則第21号
- 改正 平成25年3月28日規則第7号
- 改正 平成25年12月20日規則第10号
- 改正 平成26年3月31日規則第6号
- 改正 平成26年3月31日規則第11号
- 改正 平成26年5月27日規則第16号
- 改正 平成26年12月25日規則第17号
- 改正 平成27年3月25日規則第2号
- 改正 平成27年3月31日規則第19号
- 改正 平成28年3月2日規則第1号
- 改正 平成28年3月31日規則第5号
- 改正 平成28年12月5日規則第14号
- 改正 平成29年3月31日規則第5号
- 改正 平成30年1月31日規則第1号
- 改正 平成30年3月31日規則第6号

- 改正 平成30年 9 月30日規則第32号
- 改正 平成30年12月31日規則第35号
- 改正 令和元年11月30日規則第62号
- 改正 令和 2 年 3 月31日規則第97号
- 改正 令和 2 年11月30日規則第 6 号
- 改正 令和 3 年11月30日規則第 8 号
- 改正 令和 4 年 5 月31日規則第 1 号
- 改正 令和 4 年 9 月30日規則第 6 号
- 改正 令和 4 年12月31日規則第11号
- 改正 令和 5 年12月31日規則第 8 号
- 改正 令和 6 年 3 月31日規則第 3 号
- 改正 令和 7 年 2 月28日規則第 2 号
- 改正 令和 7 年 3 月28日規則第 6 号
- 改正 令和 7 年 8 月 1 日規則第14号
- 改正 令和 7 年 8 月 1 日規則第15号
- 改正 令和 7 年11月27日規則第18号
- 改正 令和 8 年 2 月26日規則第 2 号
- 改正 令和 8 年 3 月27日規則第 4 号

独立行政法人大学入試センター職員給与規則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第 2 項及び独立行政法人大学入試センター職員就業規則（平成18年規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第36条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターに所属する常勤の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 給与の支給等に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第 3 条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 俸給は、俸給表に定める級又は号俸による俸給月額とする。

3 諸手当は、扶養手当、管理職手当、試験問題調整官手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

(給与の支給日及び計算期間)

第 4 条 職員の給与は、計算期間を月の 1 日から同月の末日までとし、次の表に掲げる給与の種類に応じた支給日に支給する。

給与の種類	支給日
-------	-----

俸給、扶養手当、管理職手当、試験問題調整官手当、地域手当、単身赴任手当及び住居手当	当月の月額的全額を毎月17日
時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当	当月の分を翌月17日
通勤手当	原則、支給単位期間に係る最初の月の17日
期末手当、勤勉手当、期末特別手当	6月30日及び12月10日

2 前項において、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。また、支給日が月曜日であつ休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

(俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表（別表第1）
- 二 教育職俸給表（別表第2）
- 三 指定職俸給表（別表第3）

3 前項第1号及び第2号の俸給表に定める職務の級の分類基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

4 第2項第2号の俸給表の適用を受ける職員の号俸は、別に定める。

(俸給の訂正方法)

第6条 職員の給与が前条の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を訂正することができる。

(新たに採用する者の俸給決定)

第7条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第8条 職員が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により、上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第9条 職員就業規則第10条第2項及び第20条第1項の規定により降任した場合は、下位の級に降格させることができる。

(昇給)

第10条 毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、昇給させることができる。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員又は一般職8級以上若しくは教育職4級である職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、

昇給させる場合の昇給の号俸数は別に定める基準に従い決定するものとする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとし、かつ、予算の範囲内で行わなければならない。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般俸給表8級以上の職員及び教育職俸給表4級の職員にあつては3,500円とし、一般俸給表9級以上の職員にあつては支給しない。）
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	
満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円加算

- 3 前項に該当する者のうち、次の各号に該当する者は扶養親族とすることができない。

- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額130万円以上（満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者
- 三 心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度でない重度心身障害者

- 4 第1項から前項までに規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、次の表に掲げる職名及び職務の級の区分に応じて定める支給額とする。

職名	職務の級	支給額
試験・研究統括官	教育職4級	106,900円
試験・研究副統括官、研究開発部長	教育職4級	93,500円
試験・研究統括補佐官、審議役、企画調整役、総務部長、試験企画部長、事業部長、特命担当部長	一般職8級	94,000円
	一般職7級	88,500円
次長	一般職7級	88,500円
	一般職6級	83,100円
課長及び参事	一般職6級	72,700円

	一般職 5 級	69,400円
--	---------	---------

3 前項に規定する管理職手当の月額、深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（試験問題調整官手当）

#### 第12条の2

試験問題調整官手当は、試験問題調整官に対して支給する。

2 試験問題調整手当は、月額5,000円とする。

（地域手当）

第13条 地域手当は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た月額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が認める職員を除く。）

二 第16条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が認める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものと権衡上必要があると理事長が認める職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲

げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が認めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の支給単位期間は次のとおりとする。

一 交通機関等を利用する職員

イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合 発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最長の期間

ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合 1箇月

二 自動車等及び自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用する職員 1箇月

3 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一 第1項第1号に該当する職員にあつては、その職員の前項第1号の規定による支給単位期間における通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。)

二 第1項第2号に該当する職員にあつては、前項第2号の規定による期間における、次の表に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じて定める手当額とする。

自動車等の使用距離（片道）	手当額
5km未満	2,000円
5km以上 10km未満	4,200円
10km以上 15km未満	7,300円
15km以上 20km未満	10,400円
20km以上 25km未満	13,500円
25km以上 30km未満	16,600円
30km以上 35km未満	19,700円
35km以上 40km未満	22,800円
40km以上 45km未満	25,900円
45km以上 50km未満	29,100円
50km以上 55km未満	32,300円
55km以上 60km未満	35,500円
60km以上 65km未満	38,700円
65km以上 70km未満	42,200円
70km以上 75km未満	45,700円
75km以上 80km未満	49,200円
80km以上 85km未満	52,700円

85km以上	90km未満	56,200円
90km以上	95km未満	59,600円
95km以上	100km未満	63,000円
100km以上		66,400円

三 第1項第3号に該当する職員にあっては、それぞれの支給単位期間において次の表の区分に応じて定める支給額とする。

交通機関等の利用距離	自動車等の使用距離（片道）	支給額
2 km以上	2 km以上	前2号の合計額
2 km以上	2 km未満	第1号の額
2 km未満	2 km以上	前号の額
2 km未満	2 km未満	前号の額

4 国の機関又は他の独立行政法人等からの異動（以下「官署等を異にする異動」という。）により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が指定する職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる以外の通勤手当 前項の規定による額

5 第1項第3号に該当する職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合には、その合計額）、第3項第2号及び第3号に定める額、前項に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合には、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第4条に規定する俸給の支給日に支給する。また、2以上の交通機関等を利用し、かつ、前項に規定する支給限度額を超えた場合、第1項第3号に

規定する職員で、かつ、前項に規定する支給限度額を超えた場合、若しくは、2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が前項に規定する支給限度額を超える場合には、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最初の月の第4条に規定する俸給の支給日に支給する。ただし、支給日までに支給要件に係る事実の確認ができない等のときは、支給日後に支給することができる。

8 通勤手当を支給される職員に、退職その他理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

9 第1項から前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第16条 単身赴任手当は、次に掲げる要件を全て満たした職員に支給する。

- 一 官署等を異にする異動に伴い住居を移転する場合
- 二 やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった場合
- 三 当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる場合
- 四 単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が指定する職員に限る。）その他均衡上必要であると認められるものとして理事長が指定する場合

2 前項に該当する職員であっても、異動直前の住居ではない配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、単身赴任手当は支給しない。

3 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて定める加算額を加えて得た額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

4 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当)

第17条 独立行政法人大学入試センター職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年規則第11

号。以下「勤務時間等規則」という。)第3条、第9条若しくは第9条の2に規定する所定の勤務時間を超えて勤務すること(この項において「時間外勤務」という。)を命ぜられた職員又は同規則第6条、第9条若しくは第9条の2に規定する法定休日以外の休日に勤務すること(同規則第7条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。この項において「法定外休日勤務」という。)を命ぜられた職員には、その全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に毎月1日を起算日とする1箇月間におけるその職員の時間外勤務と法定外休日勤務を合算した時間数を次の表に掲げる時間数に区分して、同表に定める割合を乗じて得た額をそれぞれ時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

月45時間以下の時間数	月45時間を超え60時間以下の時間数	月60時間を超える時間数
100分の125 (100分の150)	100分の125 (100分の150)	100分の150 (100分の175)
備考：( )内は、その勤務が深夜の勤務である場合。		

2 勤務時間等規則第6条第1号、第9条又は第9条の2に規定する法定休日(同規則第7条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。)に勤務することを命ぜられた職員には、その全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜の勤務である場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿直手当)

第18条 勤務時間等規則第13条に規定する宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、職員(教授、准教授及び助教を除く。)の勤務1日当たりの平均賃金額の3分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)を宿直手当として支給する。

2 前項の勤務は、前条の勤務には含まれないものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給に対する地域手当、管理職手当及び試験問題調整官手当の月額合計額を1か月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の1か月の平均所定勤務時間は、1月1日を起算日とした1年間の総日数から当該年の所定休日日数を減じたものに1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間(1時間未満の端数が生じたときは、小数点以下第2位を切り捨て)とする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急その他業務の運営上の必要により勤務時間等規則第6条、第9条又は第9条の2に規定する休日に勤務をした場合(同規則第7条の規定により、当該休日を事前に振替えた場合を除く。)は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(勤務時間等規則第6条、第9条又は第9条の2に規定する休日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務を

した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内の額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）においてそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に職員就業規則第18条第1項（同項第5号を除く。）により退職した職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項に規定する退職した職員にあつては退職日現在。次条第2項、第23条第2項並びに附則第2項第3号及び第4号において同じ。）において職員が受けるべき第1号の額に第2号及び第3号の額の加算した額を基礎として、第4号の表に掲げる支給割合を乗じて得た額に、第5号の表に掲げる基準日以前6箇月以内の職員として在職した期間（以下「在職期間」という。本条から第23条までにおいて同じ。）の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

一 次に掲げる給与の月額合計額

イ 俸給

ロ 扶養手当

ハ イ及びロに対する地域手当

二 次の表に該当する職員にあつては、前号イ及びハ（ただし、本号において扶養手当は算定の基礎としない。）の合計額に同表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じて定める加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）

俸給表	職務の級	加算率
一般職俸給表	8級	100分の20
	7級及び6級	100分の15
	5級及び4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職俸給表	4級（理事長が指定する者）	100分の20
	4級及び3級（理事長が指定する者）	100分の15
	3級及び2級	100分の10
	1級（修士修了5年以上の者）	100分の5

三 次の表に掲げる職員（業務上又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病以外の事由による休職者は除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、第1号イの額に同表に掲げる加算率を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）

職名	加算率
試験・研究統括官	100分の15

試験・研究統括補佐官、審議役、企画調整役、部長（一般職俸給表 7 級以上の適用者に限る）	100分の15
試験・研究副統括官、研究開発部長	100分の10

#### 四 支給割合

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 126.25	100 分の 106.25

#### 五 在職期間別割合

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30
<p>（備考）次に掲げる期間は在職期間から除算する。なお、基準日以前 6 箇月以内において、人事交流等により国又は他の独立行政法人等から引き続き職員となった者にあつては、直前の機関が期末手当を支給しない場合に、当該機関の在職期間は本センターの在職期間に通算する。</p> <p>イ 停職及び専従休職の期間</p> <p>ロ 育児休業の期間の 2 分の 1（当該期間が 1 箇月以下である場合を除く。）</p> <p>ハ 休職の期間の 2 分の 1</p>	

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

##### 一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 無給休職者（職員就業規則第11条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号及び第 5 号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- ロ 刑事休職者（職員就業規則第11条第 1 項第 3 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- ハ 停職者（職員就業規則第57条第 2 項第 3 号の規定により停職にされている職員をいう。）
- ニ 専従休職者（職員就業規則第11条第 1 項第 6 号の規定により休職にされている職員）
- ホ 独立行政法人大学入試センター職員育児休業等規則（平成18年規則第17号。以下「育児休業規則」という。）の規定により基準日に育児休業（育児休業規則第10条の 2 の規定による出生時育児休業を含む。）をしている職員のうち、第26条第 2 号に掲げる職員以外の職員

##### 二 基準日 1 月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員

- イ その退職した日において前号に該当する職員であった場合
- ロ その退職した後基準日までの間において引き続き給与法適用職員等となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

4 前 3 項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、基準日において前条第 1 項に規定する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において、第 1 号の月額合計額に前条第 2 項第 2 号

及び第3号の額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として第二号の表に掲げる勤務期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に、第3号の表に掲げる職員の区分に応じて定める割合の範囲内において定める割合を乗じて得た額とする。

一

イ 俸給

ロ イに対する地域手当

二 期間率

勤務期間		割合
6 箇月		100分の100
5 箇月15日以上	6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上	5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上	5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上	4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上	4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上	3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上	3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上	2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上	2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上	1 箇月15日未満	100分の15
15日以上	1 箇月未満	100分の10
15日未満		100分の5
零		零

勤務期間は、在職期間から第4号に定める除算期間を除いた期間とする。

三 成績率

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の125.25以上 100分の318.75以下	100分の149.25以上 100分の378.75以下
優秀な職員	100分の113.75以上 100分の125.25未満	100分の134.75以上 100分の149.25未満
良好な職員	100分の102.25	100分の122.25
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の93.75	100分の112.75
戒告処分を受けた職員	100分の60	100分の70
減給処分を受けた職員	100分の50	100分の50
停職処分を受けた職員	100分の40	100分の30

四 除算期間

イ 停職及び専従休職の期間

ロ 育児休業の期間(当該期間が1箇月以下である場合を除く。)

- ハ 休職の期間（業務上又は通勤による傷病に係る休職の期間を除く。）
  - ニ 第28条の規定により給与が減額された期間
  - ホ 傷病（業務上又は通勤による傷病を除く。）により勤務しなかった期間が勤務時間等規則第6条、第9条及び第9条の2に規定する休日を除いて30日を超える場合にはその全期間
  - ヘ 独立行政法人大学入試センター介護休業等規則（平成18年規則第18号。以下「介護休業規則」という。）第3条の規定による介護休業又は介護休業規則第17条の規定による介護部分休業を申し出て勤務しなかった期間から勤務時間等規則第6条、第9条及び第9条の2に規定する休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - ト 育児休業規則第18条の規定による育児部分休業を申し出て勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - チ 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間（業務上又は通勤による傷病、年次有給休暇及び特別休暇等により全期間勤務しなかった場合を含む。）
- 3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職にされている者（業務上又は通勤による傷病に係る休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の規定に準用する。
- 4 センターに所属する職員に支給する勤勉手当の総額は、第1項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき第1号に掲げる手当の月額合計額を加算した額に、第2号の表に掲げる職員の区分に応じた割合を乗じて得た額の総額を超えない額とする。
- 一
  - イ 扶養手当
  - ロ イに対する地域手当

二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の106.25	100分の126.25

- 5 第2項第3号に規定する「特に優秀な職員」及び「優秀な職員」として成績率を定める者の数は、次の表に掲げる職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た数の範囲内とする。

職員の区分	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の5	100分の3
優秀な職員	100分の25	100分の25

- 6 第1項から前項までの規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末特別手当）

第23条 期末特別手当は、基準日においてそれぞれ在職する職員及び第21条第1項に規定する退職した職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員に対して支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において、第1号に定める額を基礎として、第2号に掲げる支給割合と、第21条第2項第5号の表に掲げる在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて次項に定める額を減じて得た額とする。

一 基準日現在における次に掲げる額の合計額

イ 俸給

ロ イに対する地域手当

ハ イ及びロの合計額に100分の20を乗じて得た額

ニ イの月額に100分の25を乗じた額（業務上又は通勤による傷病以外の事由による休職者は除く。）

二 支給割合 100分の175

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において、次の各号に定める額とする。

一 懲戒処分を受けた場合は、前項の規定により算出した額に100分の40を乗じて得た額を超えない範囲内の額

二 前号以外の場合は、前項第1号のイ及びロの合計額を基礎として、前項第2号の表に掲げる基準日の区分に応じて定める支給割合、第21条第2項第5号の表に掲げる在職期間の区分に応じて定める割合及び100分の20を乗じた額を超えない範囲内の額

4 前3項の規定に関するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

第24条 第11条、第12条、第14条、第17条、第18条、第21条及び第22条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第17条の規定は、第12条に掲げる職員には適用しない。

（休職者の給与）

第25条 職員が業務上又は通勤による傷病により職員就業規則第11条第1項第1号及び第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。この休職期間には、当該休職から復職した後に再び同一又は類似と認められる負傷又は疾病により休職となった期間を通算して扱うものとする。

3 職員が職員就業規則第11条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が前3項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、理事長が別に定める。

（育児休業者等の給与）

第26条 育児休業規則第3条の規定による育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 育児休業（育児休業規則第10条の2の規定による出生時育児休業を含む。次号において同じ。）をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給することができる。

イ 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

ハ 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

三 職員が育児休業規則第18条の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

四 前3項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者の給与）

第27条 介護休業規則第22条の規定による介護休業及び介護部分休業をしている職員にかかる給与等については、その申し出をして勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第28条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規則第6条、第9条若しくは第9条の2に規定する休日、勤務時間等規則第18条に規定する休暇又はその他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 当分の間、前項の規定にかかわらず、職員が傷病（業務上及び通勤による傷病を除く。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、第5項に規定する日につき、俸給の半額を減ずる。

3 前項の規定により俸給の半額を減ぜられた場合における地域手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算定の基礎となる俸給の月額は、当該半減後の額となる。

4 第2項の勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の休日、代休日その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、代休日その他の病気休暇等の日以外の勤務しない日及び1日の勤務時間の一部に勤務時間等規則第24条第3項に規定する育児部分休業等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

一 生理により勤務が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 職員就業規則第49条の規定により勤務の軽減措置（日単位のものを除く）を受けた場合

5 第2項の規定により俸給の半額を減ずる日は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める日とし、当該各号の適用については、生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、代休日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期

間を含む。)及び引き続き勤務しない期間が8日以上の間(当該期間における勤務時間等規則第24条第3項に規定する要勤務日の日数が4日以上である期間に限る。)にわたる職員(この項の規定により勤務しない期間が引き続いていてものとされる職員を含む。)が引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間等規則第24条第3項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間の前後の勤務しない期間は、引き続いていてのものとする。

一 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていている場合 当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次号において同じ。)

二 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていている場合 当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日

6 職員が勤務時間等規則第24条第8項に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない場合には、当該病気休暇の開始の日から起算して通算90日を超えて勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(日割計算)

第29条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇格等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 第1項から前項までの規定は、第12条に規定する管理職手当、第13条に規定する地域手当の支給について準用する。

(端数計算)

第30条 第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額及び第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第31条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第32条 職員の給与は、本人が指定する預貯金口座に所要金額を振込む方法により支払うものとする。ただし、法令及び労使協定で定めるものにより職員の給与から控除すべき金額がある場合には、当該職員に支払うべき給与の金額から、当該金額を控除して支払うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第33条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第28条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「俸給月額減額基礎額」という。））
  - 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
  - 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項第2号に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額（同項第3号に掲げる特定管理職員にあつては、その額に、俸給月額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第4号に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第5号に規定する在職期間別割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同項第2号に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額（同項第3号に掲げる特定管理職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第4号に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項第5号に規定する在職期間別割合を乗じて得た額）
  - 四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項第2号に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額（同項第3号に掲げる特定管理職員にあつては、その額に、俸給月額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当

に係る第22条第2項第2号に規定する期間率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項第3号に規定する成績率を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項第2号に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同号に規定する加算率を乗じて得た額（同項第3号に掲げる特定管理職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同号に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項第2号に規定する期間率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項第3号に規定する成績率を乗じて得た額）

五 第25条各項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第25条第1項 前各号に定める額

ロ 第25条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第25条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第25条第4項 理事長が別に定める額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
教育職俸給表	4級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条各項、第26条第3号、第27条及び第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月の平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月の平均所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第2項の規定が適用される間、第22条第4項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

6 附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後の第12条第2項に規定する管理職手当の月額は、同項の規定にかかわらず、次の表に掲げる職名及び職務の級の

区分に応じて定める支給額とする。

職名	職務の級	支給額
試験・研究統括官	教育職 4 級	105,296 円
試験・研究副統括官、研究開発部長	教育職 4 級	92,097 円
審議役、企画調整役、総務企画部長、事業部長、新テスト実施企画部長	一般職 8 級	92,590 円
	一般職 7 級	87,172 円
次長	一般職 7 級	87,172 円
	一般職 6 級	81,853 円
総務課長、事業第一課長、参事(実施方法第一グループ担当)	一般職 6 級	71,609 円
上記以外の課長及び参事、主幹	一般職 6 級	61,365 円

#### 附 則

この規則は、平成13年11月30日から施行し、平成13年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

- この規則は、平成14年12月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）
- 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。  
（施行日前の異動者の号俸等の調整）
- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び号俸又は俸給月額算定の計算過程において昇格したこととなる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。  
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。  
（平成14年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）
- 平成14年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、この規則による改正後の職員給与規則（以下この項において「改正後の職員給与規

則」という。)第23条第2項又は第25条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上になるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成14年12月1日(期末手当等について改正後の職員給与規則第23条第1項後段又は第25条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の職員給与規則の規定による俸給月額(継続在職期間において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について給与法適用職員の例に準じて算定した俸給月額)及び改正後の職員給与規則の規定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

2 平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関するこの規則による改正後の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下次項において「改正後の職員給与規則」という。)第23条第2項及び第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、第23条第2項第1号及び第25条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、第23条第2項第2号及び第25条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、第23条第2項第3号及び第25条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、第23条第2項第4号及び第25条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

3 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当及び期末特別手当に関する改正後の職員給与規則第29条第2号イ及びハの規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び号俸又は俸給月額算定の計算過程において昇格をしたこととなる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の職員給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)
- 2 施行日の前日においてこの規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下「改正前の職員給与規則」という。)の教育職俸給表の適用を受けていた職員で施行日においてこの規則による改正後の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下「改正後の職員給与規則」という。)の教育職俸給表の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。  
(教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等)
- 3 前項の規定により新級を決定される職員(附則第5項に規定する職員を除く。)の施行日における号俸(次項において「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(次項において「旧号俸」という。)と同じ号数の号俸とする。
- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の職員給与規則第9条第1項若しくは第2項ただし書又は一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第12項の規定の準用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。  
(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)
- 5 附則第2項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。  
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の職員給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(その他)

7 この規則に定めのない事項については、給与法適用職員の例に準ずる。

附則別表 教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

俸給表	旧 級	新 級
教育職俸給表	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準ずる。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び号俸又は俸給月額算定の計算過程において昇格をしたこととなる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

5 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、この規則による改正後の職員給与規則第23条第2項又は第25条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規則第17条第2項に規定する加算した額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して給与法適用職員の例に準ずる月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 6 この規則の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替)

- 3 切替日の前日において一般職俸給表及び教育職俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)若しくは職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)及びその者が旧号俸若しくは旧俸給月額を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とし、指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸の基礎)

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則(平成21年規則第22号。第1号において「平成21年改正規則」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。ただし、切替日の前日から引き続き休職している職員、切替日以降に降格をした職員並びに人事交流等により国又は他の独立行政法人等から引き続き職員となった者にあつては、理事長が定めるところにより俸給を支給することができる。

一 平成21年改正規則附則第2項に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(平成22年3月31日までの間における特例)

7 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	4号俸	3号俸(平成19年1月1日においては「2号俸」)
	3号俸	2号俸(平成19年1月1日においては「1号俸」)
第10条第3項	4号俸	3号俸(平成19年1月1日においては「2号俸」)
	3号俸	2号俸(平成19年1月1日においては「1号俸」)
	2号俸	1号俸(平成19年1月1日においては「昇給なし」)
第13条第1項	100分の18	100分の13

(俸給の半減の特例)

8 切替日の前日において、病気休暇の開始日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないことにより俸給が半減されている職員が、切替日後も引き続き勤務しないこととなる場合には、当該病気休暇が継続する間に限り改正前の職員給与規則第31条第2項の規定により俸給の半額を減ずるものとする。

附則別表第1 職務の級の切替表(第2項関係)

俸給表	旧 級	新 級
一般職	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
10級		

附則別表第3 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表（第3項関係）

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
（平成23年3月31日までの間における経過措置）
- 施行日の前日から本センターに在職する職員のうち、同日から引き続いて改正後の職員給与規則第12条の規定による管理職手当の支給を受ける職員で、その者の受ける管理職手当の額が同日において受けていた管理職手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の表の期間の区分に応じた割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

期 間	割 合
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の100
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

（平成22年3月31日までの間における経過措置）

- 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の14とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。  
（平成22年3月31日までの間における経過措置）
- 平成22年3月31日までの間における独立行政法人大学入試センター職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の14.5とする。  
（平成19年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置）
- 平成19年12月に支給する勤勉手当の成績率は、附則別表のとおりとする。

附則別表

	特定管理職員以外	特定管理職員
--	----------	--------

特に優秀な職員	100分の95.5以上 100分の155以下	100分の121.5以上 100分の195以下
優秀な職員	100分の85以上 100分の95.5未満	100分の108以上 100分の121.5未満
良好な職員	100分の74.5	100分の94.5
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の74.5未満	100分の94.5未満
停職処分を受けた職員	100分の36	100分の31
減給処分を受けた職員	100分の46	100分の41
戒告処分を受けた職員	100分の56	100分の51

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成22年3月31日までの間における経過措置)
- 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の16とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
(平成22年3月31日までの間における経過措置)
- 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第13条第1項の適用については、100分の17とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年6月15日から施行し、平成21年6月1日から適用する。  
(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例)
- 平成21年6月に支給する期末手当の期別支給割合は、第21条第2項第4号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。  
(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例)
- 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第二のとおりとする。
- 平成21年6月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第三に読み替えて適用する。  
(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例)
- 平成21年6月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第四のとおりとする。

附則別表第一

基準日	支給割合	
	特定管理職員以外	特定管理職員

6月1日	100分の125	100分の110
------	----------	----------

附則別表第二

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の87以上 100分の140以下	100分の106以上 100分の170以下
優秀な職員	100分の77以上 100分の87未満	100分の94以上 100分の106未満
良好な職員	100分の67	100分の82
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の67未満	100分の82未満
停職処分を受けた職員	100分の33.5	100分の27.5
減給処分を受けた職員	100分の43	100分の45.5
戒告処分を受けた職員	100分の52	100分の63.5

附則別表第三

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の70	100分の85

附則別表第四

基準日	支給割合
6月1日	100分の145

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、この規則による改正後の職員給与規則第21条第2項、第23条第2項、第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
  - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規則第16条第3項に規定する加算額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得

た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から32号俸まで
	2級	1号俸から12号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第21条第2項、第23条第2項若しくは第25条第1項及び第2項又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第9号）附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。）から当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第16条第3項に定める加算額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで

	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から72号俸まで
	2級	1号俸から52号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から12号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額  
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年規則第52号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 (平成23年3月24日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において独立行政法人大学入試センター職員給与規則(平成13年規則第38号。以下「職員給与規則」という。)第10条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(経過措置)

- 3 施行の日前から引き続き病気休暇又は就業禁止の措置により勤務していない職員が、施行日以後も引き続き病気休暇又は当該措置により勤務しない場合で、当該病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあつては1年)を超えて引き続き勤務しないときの給与の減額については、改正後の職員給与規則第28条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3月 1日）

この規則は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

（平成24年 6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

2 平成24年 6月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第21条第 2項、第23条第 2項、第25条第 1項、同条第 2項、同条第 4項、第26条第 4号又は附則第 2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成23年 4月 1日（同月 2日から平成24年 3月 1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第 9号）附則第 6項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年 4月 1日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日。））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第16条第 3項に定める加算額を除く。）の月額（附則第 2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額。）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年 4月から平成24年 2月までの月数（平成23年 4月 1日から平成24年 2月29日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数。）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から93号俸まで
	2 級	1 号俸から76号俸まで
	3 級	1 号俸から60号俸まで
	4 級	1 号俸から44号俸まで
	5 級	1 号俸から36号俸まで
	6 級	1 号俸から28号俸まで
	7 級	1 号俸から16号俸まで

	8級	1号俸から4号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から84号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額（平成24年4月1日における号俸の調整）

3 平成24年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において36歳に満たない職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては2号俸）上位の号俸とする。

（給与の臨時特例）

4 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第5条第2項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第9号）附則第6項の規定による俸給を含み、当該職員が第28条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
教育職俸給表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

- 5 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 五 第25条各項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
    - イ 第25条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 第25条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ハ 第25条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ニ 第25条第4項 理事長が別に定める額
- 6 特例期間においては、第17条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を同条第2項に規定する1か月の平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 7 特例期間においては、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第4項、第5項第2号から第5号まで及び前項の規定の適用については、第4項中「、俸給月額に」とあるのは、「、俸給月額から附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額」と、第5項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは、「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、第6項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第4項に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 8 特例期間においては、第26条第3号中「第19条」とあるのは「独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第11号）附則第4項（第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。
- 9 特例期間においては、第27条中「第19条」とあるのは「独立行政法人大学入試センター職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第11号）附則第4項（第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。
- （平成25年4月1日における号俸の調整）
- 10 平成25年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において31歳以上39歳未満の職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成

21年1月1日の第10条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

11 平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において45歳未満の職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月1日）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月27日）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年3月31日までの間における特例）

2 平成27年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規則による改正後の独立行政法人大学入試センター職員給与規則（以下「改正後の職員給与規則」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第10条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
附則第5項	100分の0.975	100分の1.2375
	100分の1.275	100分の1.5375
	100分の65	100分の82.5

	100分の85	100分の102.5
--	---------	------------

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

3 平成26年12月に支給する勤勉手当の成績率は、改正後の職員給与規則第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。

4 平成26年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、改正後の職員給与規則第22条第4項第2号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。

(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

5 平成26年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、改正後の職員給与規則第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第三のとおりとする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の102.5以上 100分の165以下	100分の128.5以上 100分の205以下
優秀な職員	100分の91以上 100分の102.5未満	100分の114以上 100分の128.5未満
良好な職員	100分の79.5	100分の99.5
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の79.5未満	100分の99.5未満
停職処分を受けた職員	100分の40	100分の33.5
減給処分を受けた職員	100分の51	100分の55
戒告処分を受けた職員	100分の61.5	100分の76.5

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の82.5	100分の102.5

附則別表第三

基準日	支給割合
12月1日	100分の170

附 則 (平成27年3月25日)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同

日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、施行日の前日から引き続き休職している職員、施行日以降に降格をした職員及び人事交流等により国又は他の独立行政法人等から引き続き職員となった者にあっては、理事長が定めるところにより俸給を支給することができる。

附 則（平成27年3月31日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年3月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
（平成28年3月31日までの間における特例）
- 2 平成28年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第13条第1項	100分の18	100分の18.5
附則第5項	100分の1.125	100分の1.275
	100分の1.425	100分の1.575
	100分の75	100分の85
	100分の95	100分の100.5

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の106以上 100分の170以下	100分の132以上 100分の210以下
優秀な職員	100分の94以上 100分の106未満	100分の117以上 100分の132未満
良好な職員	100分の82	100分の102
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の82未満	100分の102未満
停職処分を受けた職員	100分の41.5	100分の34.5
減給処分を受けた職員	100分の53	100分の56
戒告処分を受けた職員	100分の64	100分の78.5

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を次の表に読み替えて適用する。

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の85	100分の100.5

(平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 5 平成27年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準日	支給割合
12月1日	100分の167.5

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年12月5日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
(平成29年3月31日までの間における特例)
- 2 平成 29 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附則第5項	100分の1.2	100分の1.35
	100分の1.5	100分の1.65
	100分の80	100分の90
	100分の100	100分の110

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成28年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
- 4 平成28年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。  
(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例)
- 5 平成28年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第三のとおりとする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の112以上 100分の180以下	100分の138以上 100分の220以下
優秀な職員	100分の99.5以上 100分の112未満	100分の122.5以上 100分の138未満
良好な職員	100分の87	100分の107
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の87未満	100分の107未満
停職処分を受けた職員	100分の39	100分の32.5
減給処分を受けた職員	100分の49.5	100分の53
戒告処分を受けた職員	100分の60	100分の75

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の90	100分の110

附則別表第三

基準日	支給割合
12月1日	100分の175

附 則（平成29年3月31日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の第11条第4項で定める支給額は附則別表第2のとおりとする。

附則別表第二

附 則（平成30年1月31日）

（施行期日）

- この規則は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
（平成30年3月31日までの間における特例）
- 平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附則第5項	100分の1.275	100分の1.425
	100分の1.575	100分の1.725
	100分の85	100分の95
	100分の105	100分の115

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 平成29年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
- 平成29年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。

（平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

- 平成29年12月に支給する期末特別手当の期別支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第三のとおりとする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の115以上 100分の190以下	100分の139以上 100分の230以下
優秀な職員	100分の103.5以上 100分の115未満	100分の124.5以上 100分の139未満
良好な職員	100分の92	100分の112
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の92未満	100分の112未満

停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の95	100分の115

附則別表第三

基準日	支給割合
12月1日	100分の175

附 則（平成 30 年 3 月 31 日）

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成 30 年 4 月 1 日（以下この項において「調整日」という。）において 37 歳未満の職員（調整日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成 27 年 1 月 1 日の第 10 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 30 年 9 月 30 日）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 31 日）

（施行期日）

- この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。  
（平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 平成 30 年 12 月に支給する期末手当の支給割合は、第 21 条第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。  
（平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、第 22 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、附則別表第二のとおりとする。
- 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の支給総額は、第 22 条第 4 項第 2 号の表を附則別表第三に読み替えて適用する。  
（平成 30 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例）
- 平成 30 年 12 月に支給する期末特別手当の支給割合は、第 23 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、100 分の 177.5 とする。

附則別表第一

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 137.5	100 分の 117.5

附則別表第二

	特定管理職員以外	特定管理職員
--	----------	--------

特に優秀な職員	100 分の 115 以上 100 分の 190 以下	100 分の 139 以上 100 分の 230 以下
優秀な職員	100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満	100 分の 124.5 以上 100 分の 139 未満
良好な職員	100 分の 92	100 分の 112
訓告、嚴重注意を受けた 職員又は良好でない職 員	100 分の 92 未満	100 分の 112 未満
停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

附則別表第三

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 95	100 分の 115

附 則（令和元年 11 月 30 日）

（施行期日）

- この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。  
（令和元年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 令和元年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、第 22 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
- 令和元年 12 月に支給する勤勉手当の支給総額は、第 22 条第 4 項第 2 号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。  
（令和元年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例）
- 令和元年 12 月に支給する期末特別手当の支給割合は、第 23 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、100 分の 172.5 とする。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100 分の 117.5 以上 100 分の 195 以下	100 分の 141.5 以上 100 分の 235 以下
優秀な職員	100 分の 106 以上 100 分の 117.5 未満	100 分の 127 以上 100 分の 141.5 未満
良好な職員	100 分の 94.5	100 分の 114.5
訓告、嚴重注意を受けた 職員又は良好でない職員	100 分の 94.5 未満	100 分の 114.5 未満
停職処分を受けた職員	100 分の 39	100 分の 32.5
減給処分を受けた職員	100 分の 49.5	100 分の 53
戒告処分を受けた職員	100 分の 60	100 分の 75

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 97.5	100 分の 117.5

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

（施行期日）

- この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（住居手当に関する経過措置）
- 施行の日の前日において改正前の職員給与規則第 14 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の職員給与規則第 14 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
  - 改正後の職員給与規則第 14 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - 旧手当額から改正後の職員給与規則第 14 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員
- 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日）

（施行期日）

- この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。  
（令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例）
- 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の支給割合は、改正後の第 21 条第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。  
（令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例）
- 令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当の支給割合は、改正後の第 23 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、100 分の 165 とする。

附則別表

特定管理職員以外	特定管理職員
100 分の 125	100 分の 105

附 則（令和 3 年 11 月 30 日）

（施行期日）

- この規則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 31 日）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 第25条第2項に規定する期間の通算の規定は、本規則施行日の前日である令和4年9月30日以前から休職している職員の当該休職には適用しない。
- 3 本規則施行日である令和4年10月1日以前に休職から復職した職員の当該休職期間は、改正後の第25条第2項に定める休職期間には通算しない。

附 則（令和4年12月31日）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年12月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。  
（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。
- 3 令和4年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第二に読み替えて適用する。  
（令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例）
- 4 令和4年12月に支給する期末特別手当の支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、100分の167.5とする。

附 則（令和6年3月31日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附則別表第一

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の124以上 100分の210以下	100分の148以上 100分の250以下
優秀な職員	100分の112.5以上 100分の124未満	100分の133.5以上 100分の148未満
良好な職員	100分の101	100分の121
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の92.5	100分の111.5
戒告処分を受けた職員	100分の60	100分の70
減給処分を受けた職員	100分の50	100分の50
停職処分を受けた職員	100分の40	100分の30

附則別表第二

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の105	100分の125

附 則（令和5年12月31日）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合は、第21条第2項第4号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

3 令和5年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第二のとおりとする。

4 令和5年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第三に読み替えて適用する。

(令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

5 令和5年12月に支給する期末特別手当の支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、100分の175.0とする。

附則別表第一

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の125.0	100分の105.0

附則別表第二

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の124以上 100分の210以下	100分の148以上 100分の250以下
優秀な職員	100分の112.5以上 100分の124未満	100分の133.5以上 100分の148未満
良好な職員	100分の101	100分の121
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の92.5	100分の111.5
戒告処分を受けた職員	100分の60	100分の70
減給処分を受けた職員	100分の50	100分の50
停職処分を受けた職員	100分の40	100分の30

附則別表第三

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の105	100分の125

附 則 (令和7年2月28日)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和6年12月に支給する期末手当の支給割合は、第21条第2項第4号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

3 令和6年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附則別表第二のとおりとする。

4 令和6年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第三に読み替えて適用する。

(令和6年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

5 令和6年12月に支給する期末特別手当の支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、100分の175とする。

#### 則別表第一

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の127.5	100分の107.5

#### 附則別表第二

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の126.5以上 100分の215以下	100分の150.5以上 100分の255以下
優秀な職員	100分の115以上 100分の126.5未満	100分の136以上 100分の150.5未満
良好な職員	100分の103.5	100分の123.5
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の95	100分の114
戒告処分を受けた職員	100分の60	100分の70
減給処分を受けた職員	100分の50	100分の50
停職処分を受けた職員	100分の40	100分の30

#### 附則別表第三

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の107.5	100分の127.5

附 則 (令和7年3月28日)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替)

2 令和7年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)の前日において一般職俸給表及び教育職俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表一に掲げられている職務の級であった者の切替日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧

号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間における改正後の独立行政法人大学入試センター職員給与規則(平成13年規則第38号)第11条の規定については、同条第2項の表を附則別表第二に読み替えて適用する。

附則別表第一

一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	

27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				

65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							

103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2

24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11

62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		

100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

附則別表第二

対象者	手当額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	3,000円（一般俸給表8級以上の職員及び教育職俸給表4級の職員にあつては支給しない。）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般俸給表8級以上の職員及び教育職俸給表4級の職員にあつては3,500円とし、一般俸給表9級以上の職員にあつては支給しない。）
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	
満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円加算

附 則（令和7年8月1日）

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和7年8月1日）

- この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 第28条第6項の規定は、令和7年8月1日以降の当該病気休暇から通算する。

附 則（令和7年11月27日）

この規則は、令和7年11月27日から施行する。

附 則（令和8年2月26日）

（施行期日）

- この規則は、令和8年2月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。  
（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例）
- 令和7年12月に支給する期末手当の支給割合は、第21条第2項第4号の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。  
（令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 令和7年12月に支給する勤勉手当の成績率は、第22条第2項第3号の規定にかかわらず、附

則別表第二のとおりとする。

- 4 令和7年12月に支給する勤勉手当の支給総額は、第22条第4項第2号の表を附則別表第三に読み替えて適用する。

(令和7年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 5 令和7年12月に支給する期末特別手当の支給割合は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、100分の177.5とする。

則別表第一

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の127.5	100分の107.5

附則別表第二

	特定管理職員以外	特定管理職員
特に優秀な職員	100分の126.5以上 100分の322.5以下	100分の150.5以上 100分の382.5以下
優秀な職員	100分の115以上 100分の126.5未満	100分の136以上 100分の150.5未満
良好な職員	100分の103.5	100分の123.5
訓告、嚴重注意を受けた職員又は良好でない職員	100分の95	100分の114
戒告処分を受けた職員	100分の60	100分の70
減給処分を受けた職員	100分の50	100分の50
停職処分を受けた職員	100分の40	100分の30

附則別表第三

特定管理職員以外	特定管理職員
100分の107.5	100分の127.5

附 則 (令和8年3月27日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

一般職俸給表

別表第2

教育職俸給表

別表第3

指定職俸給表

別表第1  
一般職俸給表

(令和7年4月1日～)

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				



号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2  
教育職俸給表

(令和7年4月1日～)

号俸	1級	2級	3級	4級
1	275,700	354,200	408,200	475,300
2	277,900	355,800	409,800	484,100
3	280,000	357,400	411,100	492,700
4	281,900	358,900	412,300	501,100
5	283,700	360,400	413,500	509,500
6	285,200	362,000	414,500	517,500
7	286,700	363,600	415,500	525,000
8	288,200	365,100	416,400	532,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100
10	291,900	368,500	418,300	545,000
11	293,700	370,500	419,400	549,600
12	295,600	372,400	420,500	553,000
13	297,600	374,200	421,500	556,400
14	299,600	375,800	422,600	559,500
15	301,600	377,400	423,600	562,400
16	303,600	378,800	424,600	564,900
17	305,500	380,100	425,600	567,000
18	308,000	381,600	426,700	
19	310,700	382,800	427,800	
20	313,300	384,100	428,900	
21	315,900	385,400	429,900	
22	318,300	386,600	431,000	
23	320,700	387,800	432,100	
24	322,900	388,900	433,200	
25	325,100	390,000	434,100	
26	327,100	391,300	435,200	
27	329,100	392,600	436,200	
28	331,100	393,900	437,200	
29	333,100	395,100	438,100	
30	335,000	396,400	439,200	
31	336,900	397,700	440,200	
32	338,800	398,900	441,300	
33	340,600	400,100	442,300	
34	342,500	401,300	443,500	
35	344,400	402,500	444,600	
36	346,300	403,600	445,800	
37	348,000	404,600	446,500	
38	349,200	405,800	447,400	
39	350,300	406,900	448,300	
40	351,300	407,900	449,100	
41	351,800	409,000	449,900	
42	352,200	410,200	450,800	
43	352,600	411,300	451,600	
44	352,900	412,400	452,300	
45	353,400	413,300	453,000	
46	353,900	414,300	453,900	
47	354,400	415,300	454,800	
48	354,700	416,200	455,700	
49	355,000	417,400	456,600	
50	355,300	418,700	457,500	
51	355,600	420,100	458,500	
52	355,900	421,400	459,400	
53	356,300	422,200	460,400	
54	356,600	423,200	461,400	
55	357,000	424,200	462,300	
56	357,300	425,300	463,300	

号俸	1級	2級	3級	4級
57	357,600	426,200	464,200	
58	358,000	426,900	465,100	
59	358,300	427,700	466,000	
60	358,700	428,400	467,000	
61	359,000	429,100	467,800	
62	359,300	429,900	468,200	
63	359,700	430,700	468,800	
64	360,000	431,300	469,400	
65	360,300	431,900	470,000	
66	360,700	432,200	470,700	
67	361,000	432,500	471,000	
68	361,400	432,800	471,600	
69	361,800	433,100	472,000	
70	362,100	433,400	472,300	
71	362,500	433,600	472,600	
72	362,900	433,900	472,900	
73	363,200	434,100	473,200	
74	363,600	434,300		
75	364,000	434,600		
76	364,400	434,900		
77	364,700	435,100		
78	365,100	435,300		
79	365,500	435,600		
80	366,000	435,900		
81	366,500	436,100		
82	367,100	436,300		
83	367,800	436,600		
84	368,400	436,900		
85	369,000	437,100		
86	369,600	437,400		
87	370,200	437,700		
88	370,800	437,900		
89	371,300	438,100		
90	371,700	438,400		
91	372,000	438,700		
92	372,400	438,900		
93	372,800	439,100		
94	373,200			
95	373,600			
96	374,000			
97	374,600			
98	375,100			
99	375,500			
100	376,000			
101	376,400			
102	376,900			
103	377,200			
104	377,500			
105	378,000			
106	378,400			
107	378,900			
108	379,400			
109	379,800			
110	380,300			
111	380,700			
112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			
115	382,300			
116	382,700			

号俸	1級	2級	3級	4級
117	383,100			
118	383,500			
119	383,900			
120	384,300			
121	384,600			
122	385,000			
123	385,400			
124	385,700			
125	386,100			
126	386,600			
127	387,100			
128	387,500			
129	387,900			

備考 この表は、教授、准教授及び助教に適用する。

別表第3  
指定職俸給表

(令和7年4月1日～)

号俸	俸給月額
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000

備考 この表は、教授のうち理事長が指定する職員に適用する。